

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成28年3月8日

県北広域振興局長 高橋 信

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋久慈市役所前店・イエローハット久慈市役所前店 久慈市川崎町第2地割1番地79
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
  - ア 新日本橋通商株式会社
  - イ 株式会社ホットマン
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア 株式会社西松屋チェーン
  - イ 株式会社ホットマン
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年10月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,389平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 47台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 0台
- (8) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 20立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前10時
  - イ 閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成28年2月16日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所